る。）

算式

$$\frac{(a-b)\times 12\times 0.25}{c}\times\frac{1}{7.661}$$

｛(a－b)×12×0.25｝／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　前年度子育てのための施設等利用給付支給額（子ども・子育て支援法第７条第10項第２号に掲げる幼稚園に係るものに限る。）

b　前年度子育てのための施設等利用給付支給額

c　前年度子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数

2　公立の保育施設在籍人員数は、条例により設置された公立の保育施設のうち、年間を通して開設されているもの（ただし、地方公共団体が、その職員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設を除く。）に係る入所人員数として次に掲げる数を合算した数とする。

(1)・(2)　略

(3)　公立認定こども園在籍人員数（追加分）　園児数等調査に基づいて内閣府に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（令和二年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和二年四月一日現在）」の「認定区分　２・３号」の「利用児童数　合計」の数

(4)　特別利用保育等に係る子どもの数　園児数等調査に基づいて厚生労働省に報告された「調査票２　保育所の状況（１号認定）について」の「保育所（令和二年四月一日現在）」の「設置主体　公立」の「利用児童数　合計」の数

(5)　(1)から(4)までに掲げる数及び都道府県の項第七号35から43までに規定する子どもの数以外の公立保育施設に係る令和二年四月一日時点の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の入所人員数として総務大臣が調査した数を合算した数

［削る］

2　公立の保育施設在籍人員数は、条例により設置された公立の保育施設のうち、年間を通して開設されているもの（ただし、地方公共団体が、その職員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設を除く。）に係る入所人員数として次に掲げる数を合算した数とする。

(1)・(2)　同上

(3)　公立認定こども園在籍人員数（追加分）　園児数等調査に基づいて内閣府に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（平成三十年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（平成三十年四月一日現在）」の「認定区分　２・３号」の「利用児童数　合計」の数

(4)　特別利用保育等に係る子どもの数　園児数等調査に基づいて厚生労働省に報告された「調査票２　保育所の状況（１号認定）について」の「保育所（平成三十年四月一日現在）」の「設置主体　公立」の「利用児童数　合計」の数

(5)　(1)から(4)までに掲げる数及び都道府県の項第七号35から43までに規定する子どもの数以外の公立保育施設に係る平成三十年四月一日時点の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の入所人員数として総務大臣が調査した数を合算した数

3　平成十五年度公立保育所支弁額は、平成十五年度の十月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報